

宮城県私立高校生等奨学給付金受給申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

※ はじめに、次の4点を確認の上、口にレ点を付記してください。【必須項目】

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、宮城県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は宮城県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。

【宮城県私立高校生等奨学給付金の受給を申請します。】

フリガナ		住所	〒		
申請者氏名 (保護者等)		電話番号()	-		
高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他() ※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。				
申請区分	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 生業扶助受給 <input type="checkbox"/> 家計急変				
生業扶助の受給に関する誓約	生業扶助を受給していない場合は、内容を確認の上、口にレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。 必須項目				
家計急変の状況	年収見込	続柄	家計急変前	家計急変後	扶養人数
※家計急変で申請する場合のみ	家計急変発生の日	令和 年 月 日	円	円	人
	家計急変理由		円	円	人

【対象となる高校生等】

フリガナ		生年月日		学校 記入欄	当該生徒は高等学校等就学支援金等の受給資格者であることを確認しました。 (学校担当者が確認印を押印する。)	
氏名		年 月 日				
在学学校名		在学期間		年 月 日 ~ 基準日		
学校の種類等	通信制以外・通信制	学年・コース等		学年		科
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	学校の種類等	通信制以外・通信制	在学中に給付金を受給した回数	なし・回・不明		
	学校名	立	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	学校の種類等	通信制以外・通信制	在学中に給付金を受給した回数	なし・回・不明		

【保護者等の収入状況(いずれか1か所の口にレ点を付記してください。)】

次の者の課税証明書等を提出します	①	<input type="checkbox"/> 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。
	②	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分
	③	<input type="checkbox"/> 親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの口にレ印を付けてください。
	④	<input type="checkbox"/> 未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
	⑤	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持しているもの(主たる生計維持者)(両親等)2名分 ※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
	⑥	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
	⑦	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

審査欄	通信制以外・通信制	生業扶助 非課税 家計急変	加算額	給付額	学校確認①	学校確認②	私学・公益法人課
		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		円			

< 留意事項 >

- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 虚偽の内容、その他不正の手段による申請により支給決定を受けたときは、支給された給付金の全額について即時返還することになります。
- 上記と併せて、返還期日の翌日から返還の日までの期間について年率10.95パーセントの違約金が課せられます。
- その他、不利益が生じるおそれがありますので、基準日現在の内容について正しく記入願います。
- 記入は、黒又は青のインク・ボールペンで記入してください（鉛筆・フリクションは不可）。

< 記入上の注意 >

- **【申請区分】欄について**
該当する区分を必ず選択してください。
- **【家計急変の状況】欄について**
【申請区分】の欄で家計急変を選択した場合に記入してください。
- **【対象となる高校生等】欄について**
 - イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
 - ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- **【保護者等の収入状況】欄について**
 - イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③ 法人である未成年後見人
 - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
 - ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給している世帯の場合は、基準日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
 - ハ 必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
なお、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の一人の課税証明書等を提出できない場合（例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は、その親権者については「親権者が存在しない場合」の取扱いをします。
 - ニ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していない世帯の場合は、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付するか、学校担当者の確認印を押印してください。
 - ホ 生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者が申請する場合は、医療保険各法※における扶養者等の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。
※ 医療保険各法
健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法
 - ヘ 生計維持者とは、次の者をいいます。
 - ① 生徒に父母がいる場合
当該父母（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ。）
 - ② 生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)～(4)に掲げる者である場合
 - (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
 - ト 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。
 - チ 「②」に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
 - リ 「③」に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
なお、家庭の事情によりやむを得ず父母の一人の課税証明書等を提出できない場合（例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は、その父母については「父母が存在しない場合」の取扱いをします。
 - ヌ 「⑥」又は「⑦」に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法※における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。